千葉市水道事業公営企業会計システム　仕様書

－　目　次　－

第１章　概要 - 2 -

１　目的 - 2 -

２　基本的な考え方 - 2 -

３　その他 - 4 -

第２章　調達範囲 - 4 -

１　契約期間 - 4 -

２　納入物品 - 5 -

３　納入場所 - 6 -

４　発注者の環境 - 6 -

第３章　クライアント及びネットワークの仕様 - 16 -

１　クライアント - 16 -

２　ネットワーク構成 - 17 -

第４章　パッケージの仕様 - 17 -

１　基本要件及び標準機能 - 17 -

２　業務ソフトウェア仕様 - 18 -

３　予算執行 - 20 -

４　公債台帳の管理 - 20 -

５　固定資産管理 - 20 -

６　サポート機能等 - 25 -

第５章　保守仕様 - 25 -

１　問題解決支援 - 26 -
２　訪問修理 - 26 -
３　バックアップの取得 - 27 -
４　定期保守 - 27 -
５　情報提供 - 28 -
６　保守状況の報告 - 28 -
７　操作研修の実施 - 29 -
第６章　データ移行 - 30 -
１　本システムへのデータ移行 - 30 -
２　次期システムへのデータ移行 - 30 -
第７章　契約条件等 - 32 -
１　業務の再委託 - 32 -
２　知的財産権の帰属等 - 33 -
３　機密保持 - 33 -
４　情報セキュリティに関する受注者の責任 - 34 -
５　契約不適合責任 - 36 -
６　法令等の遵守 - 36 -

千葉市水道局水道総務課

第１章　概要

１　目的

本仕様書における水道事業公営企業会計システム（以下「本システム」という。）は、財務会計処理や固定資産台帳管理等の効率化と簡素化を目的として整備するものであり、仮想化技術を活用した情報システム集約基盤（以下「統合サーバ」という。）上で動作し、千葉市行政情報ネットワークシステム（以下「CHAINS」という。）を介して担当職員が利用するシステムをいう。

本件調達は、本システムの稼働に必要なソフトウェア等一式を賃借により導入するものである。

※千葉市行政情報ネットワークシステム（CHAINS）

千葉市行政情報ネットワークシステム(以下「CHAINS」という。）は、一般行政事務を行う職員の円滑な事務執行や情報共有を図るため、本市の情報通信基盤として整備された情報システムであり、市の約４３０施設を光ケーブルで接続した通信回線網を構築するとともに、各部署にパソコン（以下「CHAINS パソコン」という。）及びプリンタ（以下「CHAINS プリンタ」という。）を配置している。

２　基本的な考え方

本件調達は、次にあげる項目をすべて満たすことを基本とする。

（１）品質の確保

本システムは、水道事業における財務会計処理全般を管理・運営に用いるものであり、水道事業事業の運営において極めて重要なものであることから、適正かつ円滑な運用を維持するために必要な品質を確保するものであること。

（2）信頼性

本システムは、担当職員が日常業務で使用するものであるため、障害の発生頻度を極力抑えることはもとより、障害の速やかな検知と回復を考慮した高い信頼性を有するものであること。

（3）情報セキュリティ対策

本システムは、個人情報及び金融情報を取り扱うものであるため、高い機密性及び完全性を確保するために必要な情報セキュリティ対策を講じるものであること。

（4）ソフトウェアについて

本システムを構成するソフトウェアは、メーカーが一般市場において販売するために主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において過去に十分な出荷・稼働実績を有しているものであること。

また、ソフトウェアについて、賃貸借開始時において、周辺機器等が正常に稼働する最新のバージョンであり、既存のパッケージ型ソフトウェア（以下「パッケージ」という。）に対する追加および改善（カスタマイズ）を納入期限までに完了させたものであること。

（5）拡張性

本システムの調達後、地方公営企業法の改正等に伴うシステム改修やシステム利用者数の増加に対応する際に、システムの抜本的な見直しを要することなく、ソフトウェアのバージョンアップやライセンスの追加導入等で容易かつ安価に対応できる拡張性を有していること。

（6）CHAINS 利用上の注意点

本システムは、CHAINS に接続して運用するものであり、かつ、既存の端末をクライアントとして利用するものであるため、ネットワークに与える負荷を極力抑えるとともに、クライアントにインストールするソフトウェアは必要最小限に留めること。

３　その他

本仕様書は、上記の目的及び基本的な考え方に基づいた機能及び構成等について、最低限の基準を示したものである。

第２章　調達範囲

１　契約期間

契約日から本件調達物品の賃貸借期間（６０か月）の終期までとする。（長期継続契約）

ただし、契約日から上記賃貸借期間の始期までの間は、システムの導入に係る準備期間とし、その間の費用支払いは生じないものとする。

なお、発注者が想定している導入スケジュールは次のとおりとする。ただし、詳細なスケジュールについては、発注者と調整し、その指示に従うこと。

項番	作業内容	実施時期
①	作業スケジュールの作成及びレビュー	契約締結後速やかに実施
②	システム構築及びテスト	～令和８年１２月下旬
③	（必要に応じ）システム仮運用開始	令和８年１２月下旬～令和９年１月１５日
④	操作研修の実施	上記③と同様
⑤	システム運用開始（賃貸借期間の始期）	令和９年２月１日
⑥	賃貸借期間の終期	令和１４年１月３１日

２　納入物品

（１）賃貸借物品（ソフトウェア）（詳細は次章以降参照）

パッケージのほか、システムを正常に稼働させるために必要なソフトウェアを含む。なお、業務ソフトウェア等について、必要なカスタマイズを済ませた状態で納入すること。また、システム仮運用開始までに統合サーバへのインストール及び設定作業等を完了させること。

（２）ドキュメント

下記の項目について、Word または Excel 形式で CD-R または DVD-R に格納し、２部納入すること。

ア　本システムの機能説明書

イ　システム構成図

ウ　操作説明書（利用者用及び管理者用）

エ　保守体制図及び緊急連絡体制図

オ　システム運用月次報告書（システムの稼働状況や障害の発生頻度等に関する報告書）

（３）その他

ア　システムの構築作業

イ　ソフトウェアの保守

ウ　システムに関する問い合わせ対応

エ　システム操作研修の実施

オ　賃貸借終了後のデータ消去

カ　現在稼働しているシステム（以下「現行システム」という。）からのデータのインポート作業

３　納入場所

（１）賃貸借物品

発注者が別途指定する場所（千葉市内）

（２）ドキュメント

千葉市水道局水道総務課

（３）その他

ア　システムのインストール・構築作業

発注者が別途指定する場所（千葉市内）

イ　保守作業

保守対象機器の設置場所

ウ　システム操作研修

発注者が別途指定する場所

４　発注者の環境

（１）CHAINS

ア　概要

本件調達統合サーバとクライアントを結ぶ既存のネットワークシステムで、拠点間を100Mbps の専用線（一部 1Gbps）で結び、無線アクセスポイントからクライアント間は、無線 LAN（IEEE 802.11ac）を用いている。

イ　クライアント

仕様は次のとおりである。ただし、適宜更新を行う場合がある。

製品名	NEC　VersaPro UltraLite　タイプ VC<VC-G>	
ハードウェア	CPU	AMD Ryzen™ 5 5500U モバイル・プロセッサ
	メモリ	8GB
	記憶装置	SSD 128GB
ソフトウェア	OS	Windows 11 Enterprise
	ブラウザ	Microsoft Edge（標準）※IE モードも利用可能 Google Chrome
	その他	Microsoft 365 App for Enterprise （Word、Excel、PowerPoint、OneNote、Publisher、Access、Outlook） ※プラン：Microsoft ３６５ E3

※ブラウザは、上記以外であっても、別途ソフトウェアをインストールすることで対応可能である。

（2）　プライベートクラウドについて

ア　概要

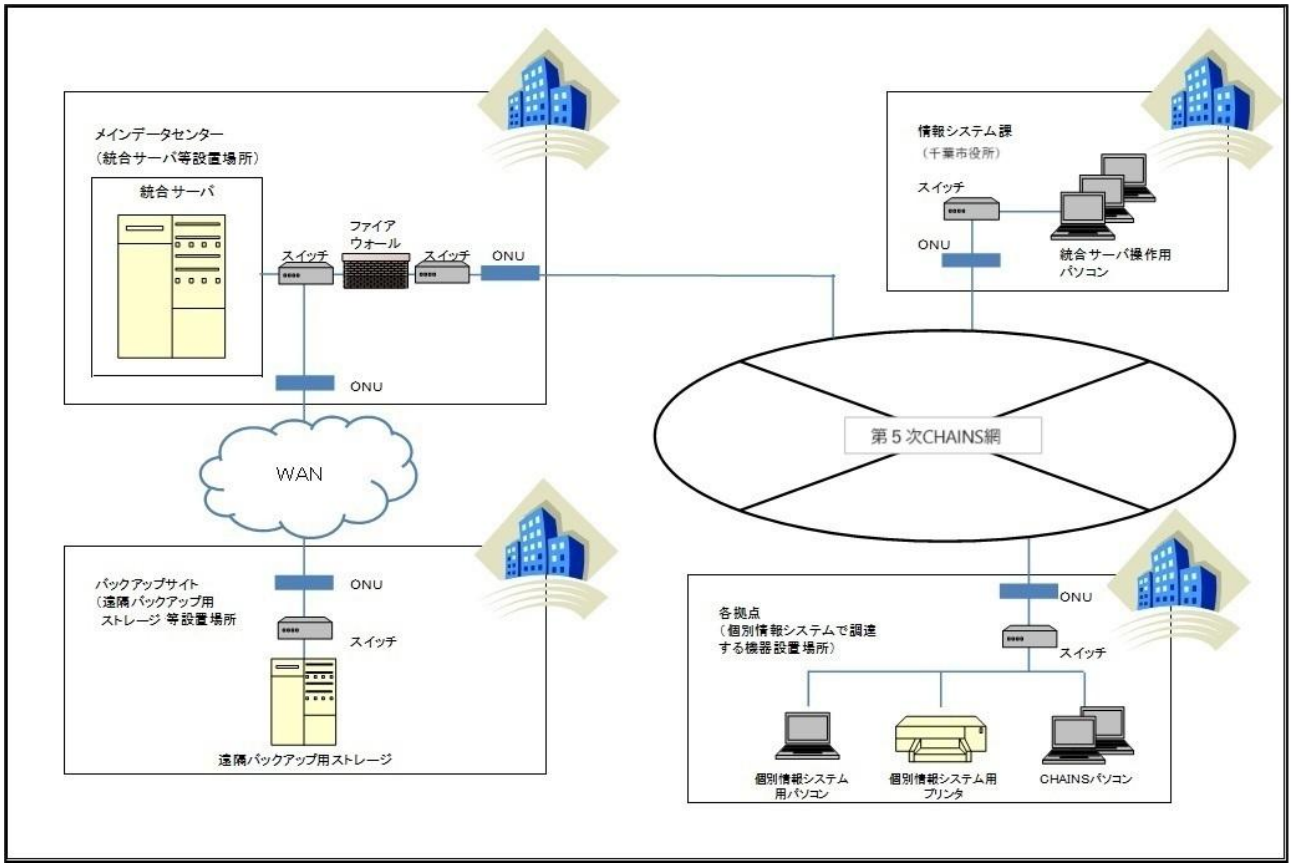
プライベートクラウドとは、千葉市の各部門が専用的に利用するクラウド環境であり、仮想化技術を活用した情報システム集約基盤である統合サーバにて構成されている。

庁外のデータセンターに設置されており、データセンターと本市各拠点は閉域網で結ばれている。

統合サーバ上におけるシステムの構築・運用保守は、原則、情報システム課に設置する「統合サーバ操作用パソコン」から実施する。アクセス制御や通信経路の暗号化を行うことで、ＣＨＡＩＮＳ端末や個別情報システム側で調達した端末からの構築・運用保守も可能な場合があるが、データセンター内での作業は行わない。

イ　ネットワーク構成

統合サーバのネットワーク構成を以下に示す。



ウ　プライベートクラウドの提供機能

NO	用語		説　明
1	統合サーバ		個別情報システムの構成に合わせて、仮想マシンを提供する。 - 提供可能な OS ライセンスは（４）参照。 - 提供可能なリソース容量は（５）参照。 HW 障害時の復旧時間短縮のため、HA 機能を導入している。(HA 機能：稼働中のサーバに問題が生じてサーバが停止してしまった際に、自動的に待機システムに切り替える仕組み)
2	統合サーバ機能		
		時刻同刻機能	CHAINS の NTP サーバへ時刻問合せをすることで、基準となる時刻を提供する。
		ファイル共有機能	個別情報システムに、ファイル共有領域（ネットワーク共有ドライブ）を提供する。
		バックアップ機能	個別情報システムに、ファイルバックアップ領域（ネットワーク共有ドライブ）

			を提供する。また、システムバックアップの取得を行う。
		監視機能	仮想マシンが稼働している仮想基盤サーバの HW 監視及び仮想マシンの状態を監視する。
3	ファイアウォール		個別情報システムと他システムやパソコン間のアクセス制御を行う。
4	負荷分散機能		CHAINS パソコン等からのアクセスを個別情報システムの複数の WEB サーバ等に分散させる。
5	統合サーバ操作用パソコン		個別情報システムの構築・運用に利用するパソコンであり、情報システム課に５台設置される。

※個別情報システムの名前解決機能（DNS 機能）は提供しないので、必要に応じて CHAINS の DNS 機能を利用すること。

エ　ライセンスの調達

必要なライセンスを準備する担当区分は、現時点では次のとおり。（今後構成が変更になった際は利用できない場合があるので留意）

対象	区分①	区分②	準備担当
サーバ	OS	Windows	プライベートクラウド
		Windows 仮想デスクトップ	プライベートクラウド
		RedHat Enterprise Linux	プライベートクラウド
		Ubuntu	プライベートクラウド
	ミドルウェア	Oracle Database	プライベートクラウド
		上記以外全て	個別情報システム運用業者
	アプリケーション	アンチウィルス	個別情報システム運用業者
		その他	個別情報システム運用業者
クライアント	OS	全て	プライベートクラウド
	ミドルウェア	全て	個別情報システム運用業者
	アプリケーション	アンチウィルス	個別情報システム運用業者（CHAINS パソコンの場合は CHAINS 側で用意される。）
		その他	個別情報システム運用業者
	クライアントアクセスライセンス（CAL）	CHAINS パソコン	CHAINS 側で準備される。
		CHAINS パソコン以外※RDS も含む	個別情報システム運用業者

2026 年 4 月 1 日時点で対応可能なサーバ OS 及びバージョンは次のとおり。新しくリリースされるバージョンについては別途協議が必要となる。

分類	ゲスト OS	仮想ホスト	
		VMware	Hyper-V
サーバ OS	Windows Server 2025 Standard	○	○
	Windows Server 2025 Datacenter	○	○
	Windows Server 2022 Standard	○	○
	Windows Server 2022 Datacenter	○	○
	Windows Server 2019 Standard	○	○
	Windows Server 2019 Datacenter	○	○
	Windows Server 2016 Standard	○	○
	Windows Server 2016 Datacenter	○	○
	Red Hat Enterprise Linux 9	○	-
	Red Hat Enterprise Linux 8	○	-
	Red Hat Enterprise Linux 7	○	-
	Ubuntu 22.04	○	-
	Ubuntu 20.04	○	-
クライアント OS	Windows 11 Pro	○	-
	Windows 11 Enterprise	○	-
	Windows 10 Enterprise	○	-

＊ Oracle Database を利用する際は、仮想ホストは Hyper-V のみとなる。

＊ Windows OS は、インストール済みで提供する。

＊ Linux OS（RedHat Enterprise Linux 9 8 7 / Ubuntu 22.04 20.04）のインストール作業は、個別情報システム側で実施いただくこととなる。

＊ 最新 OS の対応は情報システム課と統合サーバ事業者間で協議の上、リリース日を決定する。
リリース通知前の最新 OS は、サポートは実施しない。

＊ Oracle Database を利用する際は、インストールメディアを提供するので、事前にバージョン情報を確認すること。2026 年 4 月 1 日時点でのゲスト OS に対応する Oracle Database の対応バージョンは以下となっている。

サーバーOS	Oracle Database バージョン
Windows Server 2016	• 19c (19.x) • 21c (21.x)
Windows Server 2019	• 19c (19.x) • 21c (21.x)
Windows Server 2022	• 19c (19.x) • 21c (21.x)
Windows Server 2025	• 19c (19.x)

なお、Linux 系サーバには対応していないため、Linux 系サーバに Oracle Database を導入したい場合は、個別情報システム所管課にて、新規で物理サーバや OS、Oracle Database を準備すること。

オ　提供可能な仮想マシンのリソース容量

提供可能な仮想マシンのリソース容量の上限は次のとおり。

次のリソース容量の範囲内において、必要な容量を申請して利用できるが、適切にハードウェア設計を行った上で申請するものとする。（申請容量の算出根拠の提示を求めることがある。）

次のリソース容量の範囲内であれば原則、仮想マシンの台数に制限はない。

リソース	容量	備考
ＣＰＵ	１個	１個当たりの性能は「Xeon Silver 4316」のコア１つ分と同等
メモリ	８ＧＢ	
ディスク （仮想マシン）	３００ＧＢ	仮想マシンの合計ディスク容量
ディスク (ファイルサーバ)	４５ＧＢ	仮想マシンとは別に提供するファイルサーバの領域

なお、リソース提供後であっても、運用開始後のリソース利用率が低い場合等は容量の削減を求めることがある。そのような場合、個別情報システムは削減作業に協力すること。

カ　統合サーバ上の運用環境

①　統合サーバ操作用パソコン

プライベートクラウドとして５台用意。

＜設置場所＞

千葉市総務局情報経営部情報システム課

＜操作可能な項目＞

・個別情報システムのサーバ再起動
・サーバのコンソール操作
・外付けデバイスのリマウント
・リモートデスクトップ等画面転送を利用したメンテナンス
・個別情報システムのサーバへのファイル転送

※なお、「統合サーバ操作用パソコン」が設置されるネットワークでは、CHAINS パソコンのネットワークとは異なるため、システムの動作確認については CHAINS パソコンから行う必要がある。

＜デバイスの取扱い＞

・USB デバイス
USB リムーバブルメディアを利用することが可能。（デバイスは個別情報システムが用意）
・ODD デバイス
CD-ROM,CD-RW,DVD-ROM,DVD±R,DVD±RW,DVD-RAM を利用することが可能。

※外部記憶デバイスの利用は読み取り専用に制限している。書き込みを行う場合は設定変更の申請が必要である。申請は作業予定日の 5 営業日前までに、DCS サービスデスクへ作業予定日をメールで連絡すること。

※データの持ち込みや持ち出しを行う場合は、事前に所管課の許可を得ること。

※設定変更は原則平日の 8:30～17:45 の対応となる。

②　セキュリティパッチ

統合サーバ導入のため、適用しない。

③　ウィルス対策

統合サーバ導入のため、導入しない。

④　ソフトウェアに関する問い合わせ

プライベートクラウドで提供するＯＳに関する問い合わせはプライベートクラウド側で一次受けし、必要に応じてＯＳ提供ベンダーにエスカレーションする。

キ　バックアップ

次の２種類のバックアップを取得する。

①　ゲスト OS のバックアップ

個別情報システムの仮想マシン単位で、システム、およびデータ領域のイメージバックアップを行う。イメージバックアップは NetBackup を利用し、仮想マシン単位で 2 世代保存が可能である。

イメージバックアップの取得及び復旧作業は個別情報システム運用業者と調整した上でプライベートクラウド側が作業する。復旧を行った場合、元のゲスト OS は削除される。

②　ファイルバックアップ

個別情報システムが日々更新されるファイル等任意で必要なファイルのバックアップを取得できるようにファイルバックアップ領域を提供する。バックアップ領域へのファイル保存は、個別情報システムが任意の手法、タイミングで実行し、バックアップ領域にバックアップしたファイルは、個別情報システムの判断及び作業により任意でリストアできる。

なお、バックアップ領域に保存されたファイルは、プライベートクラウド側で更に別のサーバや遠隔地のサーバにバックアップされる。

ク　システム監視

監視に必要な設定はプライベートクラウド側で設定する。(Linux サーバの場合は設定手順を提供)

Windows サーバ、Linux サーバともに、OS 標準の監視アプリケーションを利用するため、追加アプリケーションは必要ない。プライベートクラウドの個別情報システムに係る監視項目は次のとおり。

監視対象	監視項目
個別情報システム	○死活監視 仮想マシンの起動状態を ping により監視する。 ○リソース監視 ディスクの使用率が指定された閾値を超えたときに通知する。

	○Windows サービス監視　※１ サービスの状態を定期的に監視し、異常が発生した場合にアラートを通知する。 ○プロセス監視　※２ プロセスの可用性と応答時間を監視し、異常が発生した場合にアラートを通知する。

※１ Windows サービス監視をするためには、管理者権限アカウントでの WMI 認証で通信できる必要があります。

※２ プロセス監視をするためには、管理者権限アカウントでの WMI/CLI 認証で通信できる必要があります。

ケ　ネットワーク構成

①　プライベートクラウドを利用するためのネットワーク

プライベートクラウドへの接続は、CHAINS を利用し、個別情報システムとの接続点のファイアウォール機能、サーバの負荷分散機能についてはプライベートクラウドの提供する機能を利用する。

②　常駐 SE の利用するパソコンの接続

プライベートクラウドへの接続は、VPN を利用した接続を利用することとし、VPN 装置の設置、CHAINS ネットワーク機器までのケーブル敷設及び設定作業が必要となる。

③　外部拠点からの接続（リモート保守等）

専用線による接続や他のネットワークへの接続の禁止等、一定の条件下で本市が認めた場合に限り、外部拠点からプライベートクラウドへ接続することができる。

（３）　開発にあたっての役割分担

本システムの構築・運用にあたり、本システム受注者と統合サーバ構築・運用業務受託者との役割分担を以下に示す。詳細については別途協議する。

項　目	受注者	統合サーバ構築・運用業務受託者
仮想サーバの作成	△（必要なｽﾍﾟｯｸ等の申請）	○

構築	○	×
ソフトウェアライセンスの調達		
業務ソフトウェア	○	×
DBMS	○	△（Oracle は用意する）
OS	△（一部 OS は、調達も受注者が実施）	○※（ただし、更新ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ適用等は受注者が実施）
ウィルス対策ソフトウェア	○	×
その他、必要なソフトウェア	○	×
ネットワーク構築	○（CHAINS クライアントは不要）	△（CHIANS 接続点まで）
データ連携テスト	○	×
運用・保守（バックアップ）	○	△（バックアップ用ｽﾄﾚｰｼﾞ領域の割当等）
運用・保守（バックアップ以外）	○	△(死活監視、リソース監視、サービス監視、プロセス監視)

第３章　クライアント及びネットワークの仕様

本システムを運用するために必要なハードウェアの要件は以下のとおりである。なお、本システムが正常に作動するために必要な物品は、全て本調達に含めることとする。

１　クライアント

（１）クライアント要件

クライアントは、既存の CHAINS パソコンを使用することとし、クライアントにインストールするソフトウェア及び各種コンポーネント等は、システムを運用する上で必要最小限なものにとどめること。

（２）台数

２４台（ただし、このうち同時接続可能な台数は８台とする）

（３）納入仕様

ア　インストールするソフトウェア等は製品として提供されているもので、メーカーからのサポートサービスが可能であること。

イ　システムの運用開始までに、すべてのクライアントに対して必要な作業を終了させること。

ウ　クライアントにあらかじめインストールされているブラウザは、セキュリティ対策等のため適宜バージョンアップを行うため、必要に応じて更新プログラムの適用等の対応を行うこと。

２　ネットワーク構成

（１）ネットワークの接続

本システムは、CHAINS とのみネットワーク接続を行うものとし、CHAINS を経由せずにインターネット等、他のいかなるネットワークにも接続してはならない。

（２）アクセス制御の設定（統合サーバ業者に依頼）

ファイアウォールに次の要件を満たす設定を施すこと。

・必要最低限の通信のみを許可し、他の通信はすべて遮断すること。なお、ここでいう「必要最低限の通信」の範囲については、システム導入作業の過程で別途発注者、統合サーバ業者と協議する。

（３）通信傍受対策

CHAINS 内での通信のため、システムごとの暗号化は不要。

第４章　パッケージの仕様

以下の機能を備えているものとする。

１　基本要件及び標準機能

（１）次の法令・規則等を遵守したシステムであること。

ア　地方公営企業法

イ　地方公営企業法施行令

ウ　地方公営企業法施行規則

エ　千葉市水道局会計規程

（２）消費税法、地方税法及び元号法等の法改正に追加費用なく対応できること。また、改正後速やかに提供できること。

（３）常に使用するソフトウェアの最新バージョンが無償提供されること。

（４）バージョンアップ版の適用は、CHAINS クライアントから実行できること。

（５）発注者が要望する項目を、台帳画面等に設定、登録できること。

（６）情報リテラシーに関わらず利用できるよう、操作性等に配慮がされていること。

（７）入力データ等の誤り・エラー等が発生した際には、入力画面上にエラーメッセージ等を表示するなど利用者に対し通知を行うこと。また、誤りやすい入力項目については、入力関連チェックや不足チェックがかかるよう設定できること。

（８）現に操作中の処理名称を処理画面上に表示するなど、誤操作の防止に配慮されていること。

（９）複数クライアントによる同時操作時に著しいレスポンス低下が見られないこと。指標として、同時接続クライアント数が１台である場合のサーバ処理時間を基準値とし、同時接続クライアント数が５台である場合にサーバ処理時間の遅延が基準値から２．５秒以上の遅延が発生しないこと。

２　業務ソフトウェア仕様

（１）業務全体

ア　全体

・各種マスタデータ（債権者情報、科目等）を登録し納品すること。

・システムを利用する際に、職員コード及びパスワード等でのセキュリティを備えていること。また、一度のログインで、処理可能な全てのメニューに展開できること。

・パスワードは、セキュリティを高めるため、定期的な変更を促す画面を表示する等の機能があること。

・操作履歴のログ（操作員、操作日時、更新ファイル名等）を採取・管理できること。また、操作可能な処理（登録、削除など）を利用者ごとに制限できること。

・システムのデータは年度別に管理し、過去データの修正が可能であること。また、５年分以上のデータの保存が可能であり、過年度データの参照ができること。

・システム内のデータは、様々な条件で検索することにより、該当するデータを抽出することが可能であること。

・データのバックアップは自動処理できること。また、緊急時等にはシステム管理者が手動により実行できること。

・システムのデータを外部媒体（外付ハードディスク）に保存できること。

・賃貸借契約終了時に機器を返却する際、機器内のデータを破棄した後、全てのデータ（ＣＳＶファイル等）を記憶媒体に記録し発注者に帰属させること。

イ　帳票

・帳票の出力は用紙への印刷の他、PDF・Excel などへの出力ができること。また、帳票については、プレビュー画面にて確認できること。

・伝票入力時に各種帳票に入力データが反映すること。また、科目の追加等を行った際にも自動的に反映すること。

・出力する科目を款・項・目・節・細節それぞれのレベルで設定でき、複数の科目を選択して同時に出力できること。

・システム内のデータを基にして、発注者が求める帳票を作成することが可能であること。

ウ　その他

・消費税区分（課税・非課税・不課税（特定収入））については、伝票入力時にその都度操作者が判断するのではなく、予め予算科目（細節）に設定でき、自動的に判断できること。

・税込または税抜額を入力することにより、消費税額が自動計算されること。ただし、端数調整のため手入力も可能であること。

・仕訳パターンを登録することができ、伝票作成時に検索して選択利用が可能であること。

・過去に作成した伝票を検索して呼び出し、修正することで新たな伝票が作成できること。

・非資金性の取引を扱い振替処理ができること。

３　予算執行

（１）調定・収納

・予算、仕訳、金額、納入者、摘要等を入力することにより、振替（調定）伝票及び収入伝票の作成・出力が可能であること。

・収納・消込・取消の処理が行えること。

・収入科目の更正・振替は、日付を遡ることが可能であること。

・調定一覧、収納一覧の作成が可能であること。

・収入伝票は振替伝票より参照が可能であること。

（２）支出

・予算、仕訳、金額、債権者、摘要等を入力することにより、支出負担行為伺、振替伝票及び支出伝票の作成・出力が可能であること。

・支出負担行為処理機能を有し、支出負担金額で予算残高をチェックする機能（節レベル）を有すること。また、現金支出を伴わない費用(減価償却費等)については科目毎に予算残高をチェックする機能を外すことが可能であること。

・支出伝票発行時に支出負担行為票を参照することにより、支出伝票に情報が引き継がれること。

・金額と科目により、決裁区分を自動的に判断すること。ただし、入力時に修正もできること。

・契約金額に変更が生じた際には、当初の支出負担行為票を参照し、当該変更金額による支出負担行為票を発行可能であること。

・一の支出負担行為票のデータを複数回に分けて支出が可能であり、支出未済額の管理が可能であること。

・口座支払処理を可能とし金融機関への振込依頼用電子データ及び口座振込依頼書を作成可能であること。

・口座情報は一の債権者について複数登録できること。

・債権者別の支払確認が可能であること。

・資金前渡、前金払、精算、戻入処理ができること。

（3）月次処理

・各種伝票の入力により、総勘定元帳、収入予算執行計画整理簿、支出予算執行計画整理簿、予算執行状況表、資金予算表、合計残高試算表、日計表、現金出納簿などの法定の現金出納検査に対応できる帳票の出力ができること。また、Excel ファイル形式で出力し編集可能であること。

・総勘定元帳は、勘定科目別に、「日付･伝票種類･伝票№・相手科目･金額･摘要･相手先など」を出力項目とする作成が可能であること。

・総勘定元帳は、「節」、「細節」のそれぞれのレベルで作成が行えること。また、日計、月計のみの表示が可能であること。

・総勘定元帳は、期中税抜及び期中税込方式での金額で表示されること。

・収入予算執行計画整理簿及び支出予算執行計画整理簿は、「日付･伝票№･金額･予算残額･摘要･相手先など」を出力項目とする作成が行えること。

・予算執行状況表は、「予算合計・支出負担行為累計額・当月執行（調定）額・累計執行（調定）額･当月支出（収入）額・累計支出（収入）額・予算残額･執行率」を出力項目とする作成が行えること。また、月別に作成が可能であること。

・試算表→総勘定元帳→各伝票へドリルダウンが可能なこと。

・予算執行状況表→予算執行計画整理簿→各伝票へドリルダウンが可能なこと。

・予算消費税区分表→予算消費税区分明細表→各伝票へドリルダウンが可能なこと。

・資金予算表→資金予算明細表→各伝票へドリルダウンが可能なこと。

（４）決算処理

・決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書などの作成が行えること。

・精算表の作成が行えること。

・消費税計算が容易にでき、消費税率の変更があったときは、これに対応可能であること。

・年度末の科目別未収金・未払金一覧表の作成ができること。

・各種伝票の入力により、決算関係書類の出力ができること。また、Excel ファイル形式で出力し編集可能であること。

（５）EXCEL 連携

・仕訳データは、全て EXCEL（CSV）等へ一括で抽出が可能であること。

・CSV 等から一括で仕訳の登録が可能であること。

４　公債台帳の管理

（１）下記帳票を Excel 形式で出力できること。なお、帳票は原則として日本産業規格Ａ４判の大きさであること。

・企業債台帳

・企業債一覧表

・元利償還見込額集計表

・日別・借入先別償還総括表

・日別・借入先別償還明細表

・期別・借入先別残高一覧表

・期別・借入先別残高明細表

・企業債台帳一覧表

・企業債明細書

・地方債に関する調

・地方債年度別償還状況

５　固定資産管理

（１）登録・管理

・固定資産の登録・管理を有形又は無形の別にできること。

・固定資産の登録に必要なデータを入力することにより、一資産につき一つの固定資産台帳が作成され、一資産ごとの管理が可能であること。

・一台帳中に複数の財源データの登録が可能であること。

・年度ごとの取得資産、除却資産、改良資産、異動履歴の管理が可能であること。なお、現行システムから移行する前の年度の管理も可能であること。

・管について、一台帳中に複数の管種・口径データの登録が可能であること。

・管について、管種・口径別の延長、金額等の管理が可能であること。

・固定資産の構造別（材料別）の明細管理が可能であること。

（２）異動処理

・一部除却、全除却、改良処理が可能であること。

・除却する数量・金額データの入力により、自動的に除却按分の計算ができること。

・過去に取得した資産の科目更正が可能であること。

・過去に取得した一資産を複数に分割し、一部科目更正、耐用年数更正することが可能であること。

（３）減価償却

・減価償却費を迅速かつ正確に算出することが可能であること。

・償却方法は、定額法、定率法の選択が可能であること。また、特定の資産については、取替法が可能であること。

・無形固定資産は、直接法による償却が可能であること。

・総合償却法（耐用年数の異なる複数の固定資産を１資産として、総合償却における耐用年数を設定して償却する方法）による対応が可能であること。

・特別償却費の入力が可能であること。また、特別償却の際の収益化も可能であること。

・耐用年数の変更が可能であること。

・減価償却費は、残存価格１０％、５％、１円、０円及び償却なしの別による計算が可能であること。

・１円まで償却可能な資産の管理も可能であること。

・減価償却の開始は、取得年度の翌年度から行う方法と、取得月の翌月から行う方法（月割り）の選択が可能であること。

・科目、取得金額、耐用年数データを入力することにより、自動的に減価償却の計算ができること。

・耐用年数の変更による年間償却費の変更が可能で、これまでの償却累計額を修正益又は修正損で更正できること。

・予定の取得価格データを入力することにより、将来の予定減価償却額の計算が可能であること。

・帳簿原価とみなし原価の管理が可能であること。また、帳簿原価の内訳とみなし原価の内訳の管理が可能であること。

（４）シミュレーション

・取得予測、異動予測資産を登録することにより、シミュレーション処理することが可能であること。また、取得予測、異動予測情報に財源情報を登録することで、減価償却シミュレーションに反映させることができること。

（５）EXCEL 連携

・固定資産データは、全て EXCEL（CSV）等へ一括で抽出が可能であること。

・CSV 等から一括で固定資産の登録が可能であること。

６　サポート機能等

（１）運用開始後も台帳項目の追加・変更、併せて入力画面、一覧画面、帳票、Excel、関連資料の追加・変更が保守管理の範囲で対応できること。

（２）発注者独自の運用（勘定科目の追加・変更や部署名・決裁権者職名の変更等）が、保守管理の範囲で対応できること。

（３）変更ファイルの取り込み等は、サーバ１台もしくは CHAINS クライアント１台のみで実行することで、全台に自動配信されること。

（４）システムを維持管理する要員を充分確保し、企業会計に充分精通していること。また、操作方法のみならず、企業会計の執行に関する相談に対応できる知識があること。

（５）現金出納検査を支援する機能を備えていること。

（６）毎年度当初に、システム操作をしたことがない者を対象とし、システム操作研修を実施すること。なお、研修内容や研修方法などの詳細については、別途協議し、決定する。

第５章　保守仕様

本システムを安全に運用するため、以下の保守管理を行うこと。

1　問題解決支援

（1）保守作業の内容

発注者の問い合わせに応じ、本システム全般に関する質問、相談等に回答する。

（2）連絡手段

電話、FAX、電子メールのいずれかの方法とする。

（3）保守対応時間

問い合わせ受付時間は、８時３０分から１７時４５分まで（ただし、土日祝日及び年末年始を除く。）とする。なお、問い合わせのうち緊急性が高いと双方が認めるものについては、時間外であっても対応すること。

2　訪問修理

（1）保守作業の内容

ソフトウェアの障害について、「統合サーバ操作用パソコン」設置場所（情報システム課内）においてソフトウェアの修復並びに作動確認を行う。

（2）連絡手段

電話、FAX、電子メールのいずれかの方法とする。

（3）保守対応時間

訪問修理の受付時間は、８時３０分から１７時４５分まで（ただし、土日祝日及び年末年始を除く。）とする。なお、障害のうち緊急性が高いと双方が認めるものについては、時間外であっても対応すること。

３　バックアップの取得

（１）保守作業の内容

データベースやシステム環境のバックアップを日単位で行い、３世代以上の世代管理を行う。なお、バックアップの取得にあたっては、取得先を統合サーバで用意するストレージとし、テープ媒体は使用しないこと。また、バックアップソフトウェアを用いるなどして自動化し、原則として人の手を介さずに運用可能であること。

（２）バックアップの取得時間

原則として、時間外（８時３０分～１７時４５分以外の時間帯）に行うこと。

４　定期保守

（１）保守作業の内容

システムの障害を未然に防ぎ、円滑なシステム運用を確保するため、「統合サーバ操作用パソコン」設置場所（情報システム課内）において次にあげる保守作業を行う。

ア　ログの確認

イ　定期保守の結果報告

ウ　ウィルス対策ソフトの更新及びセキュリティパッチの適用

（２）作業頻度

年１回以上の頻度で作業すること。

なお、（１）ウのセキュリティパッチの適用については、必要に応じ（年４回程度を想定）作業を実施すること。

（３）作業時間

原則として、時間外（８時３０分～１７時４５分以外の時間帯）に行うこと。

５　情報提供

（１）保守作業の内容

本システムの正常な機能を維持するため次の作業を行う。なお、更新プログラムの適用については、システムに支障を与えないか事前に検証を行い、発注者の許可を得た後にインストール作業を行うこと。

ア　パッケージの更新プログラムの提供及び適用

イ　OS 等その他ソフトウェアの更新プログラムの提供及び適用

ウ　調達対象のソフトウェアに関する製品情報及び技術情報の提供

（２）連絡手段

原則として、電子メールによること。

（３）保守対応時間

開庁日の８時３０分から１７時４５分までとする。なお、内容のうち緊急性が高いと双方が認めるものについては、時間外であっても対応すること。

６　保守状況の報告

（１）作業内容

上記「１」から「５」の作業結果を報告書にまとめ、発注者に報告を行うこと。このとき、報告書には以下の事項を含めること。

ア　作業日時

イ　作業結果

ウ　障害発生状況の推移

エ　作業結果から推測される課題及びその対策

（２）報告の頻度

月１回以上とする。

（３）報告の方法

別途発注者が指定する場所で報告会を開催すること。ただし、重要な議題がない場合等、発注者が報告会の開催を不要と判断したときは、電子メールによる報告書の提出により報告会の開催に代えることとする。

7　操作研修の実施

システムの運用開始までに、発注者の担当職員を対象とした操作研修を実施すること。

ア　研修の実施場所

千葉市内において本システム受注者で用意する。

イ　実施回数

３回以下

ウ　対象者数

１回あたり２０人以下とする。

第６章　データ移行

本システム及び本システムの賃貸借期間終了後の新たな水道事業財務会計システム（以下、「次期システム」という）へのデータ移行に関し、以下のとおり対応すること。

１　本システムへのデータ移行

会計情報、固定資産情報等が引き継げるよう、現行システムから抽出した以下のデータを遺漏なく本システムへ移行すること。移行データ形式は、原則として、CSV データとする。詳細については、発注者と本システム受注者で別途協議する。

ア　取引先マスタ（ただし、類似する複数の登録がある者を除く）

イ　金融機関マスタ（全件対象）

ウ　科目マスタ（全件対象）

エ　科目・セグメント別及び水道事業会計の予算・決算額（平成２８年度～令和８年度。令和８年度決算額は確定次第反映させること）

オ　固定資産情報（全件対象。償却明細を含む）

カ　令和９年３月３１日現在の貸借対照表（確定次第抽出するものとする）

キ　総勘定元帳

ク　公債台帳

２　次期システムへのデータ移行

本システム受注者は、本システムの賃貸借期間が終了し、運用を停止する際に、その保有するデータを次期システムへ移行するため、移行データの抽出作業を実施すること。移行データ形式は、原則として、CSV データとする。

受注者が実施する作業は、以下に示すものを基本とする。

（1）本システム受注者は、本システムから次期システムへ円滑なデータ移行を行うために、作業に着手する前に、作業の範囲、スケジュール及び体制等を記載した移行データ抽出計画書を作成し、発注者へ提出するとともに、発注者の承認を得ること。

（2）抽出するデータは、以下のデータを原則とする。

ア　取引先マスタ（全件対象）

イ　金融機関マスタ（全件対象）

ウ　科目マスタ（全件対象）

エ　科目・セグメント別及び水道事業会計の予算・決算額（賃貸借期間終了年度の最終年度から３年度分。賃貸借期間終了年度の最終年度決算額は確定次第抽出するものとする）

オ　固定資産情報（全件対象。償却明細を含む）

カ　賃貸借期間終了年度の最終年度末日現在の貸借対照表（確定次第抽出するものとする）

キ　総勘定元帳

ク　公債台帳

（3）本システム受注者は、抽出したデータについて、発注者と協議の上決定した格納場所及び方法（電子媒体）にて、発注者へ提出すること。

（4）本システム受注者は、データの抽出結果を抽出結果一覧等に取りまとめ、発注者へ提出すること。

（5）本システム受注者は、抽出したデータの仕様（データベース構造、データ項目及びコード仕様）等について、次期システム受注者へ説明するとともに、次期システム受注者からの問合せに、応対すること。

（6）本システム受注者は、本システムから次期システムへのデータ移行作業に支障（抽出したデータがクリーンデータでなかった場合等）が発生した場合、発注者の求めに応じて次期システム受注者からの問合せに応対するとともに、必要な対処を行うこと。

（7）本システム受注者は、書面及び対面により応対した問合せ内容及び回答内容について、問合せ応対報告書として取りまとめ、発注者へ提出するとともに、発注者の承認を得ること。

第７章　契約条件等

１　業務の再委託

（１）受注者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

但し、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、発注者が了承した場合は、この限りでない。なお、海外における作業はセキュリティの観点から認めない。

（２）受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本仕様書「第７章　２　知的財産権の帰属等」、「同３　機密保持」、「同４　情報セキュリティに関する受注者の責任」、「同５　契約不適合責任」、「同６　法令等の遵守」を含め、本調達の受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

（３）受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進ちょく状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、発注者が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について発注者に対し報告し、また発注者が自ら確認することに協力するものとする。

（４）受注者は、発注者が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

2　知的財産権の帰属等

（1）本調達の作業により作成する成果物（パッケージ製品、またはそれに基づく技術である場合はこの限りでない）に関し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 23 条、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者は独占的に使用するものとする。

なお、受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、発注者と別途協議するものとする。

（2）成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この時、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、発注者の了承を得るものとする。

（3）本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、発注者は紛争等の事実を知った時は、速やかに受注者に通知するものとする。

3　機密保持

（1）受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、発注者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のア～オのいずれかに該当する情報は、除くものとする。

ア　発注者から取得した時点で、既に公知であるもの

イ　発注者から取得後、受注者の責によらず公知となったもの

ウ　法令等に基づき開示されるもの

エ　発注者から秘密でないと指定されたもの

オ　第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に発注者に書面協議の上、承認を得たもの

（2）受注者は、発注者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

（3）受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

（4）受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る発注者に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、発注者から貸与されたものについては、検収後１週間以内に発注者に返却するものとする。

4　情報セキュリティに関する受注者の責任

（1）情報セキュリティポリシーの遵守

受注者は、発注者のセキュリティポリシーに従って受注者組織全体のセキュリティを確保すること。

（2）情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、発注者のセキュリティポリシーに従い、受注者組織全体のセキュリティを確保すると共に、発注者から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

発注者以外で作業を行う場合も、発注者のセキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。

（3）受注者、受注作業実施場所、及び受注業務従事者に関する情報提供

受注者は、発注者からの求めがあった場合に、受注者の資本関係・役員等の情報、受注作業の実施場所に関する情報、受注業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。

（4）情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告すると共に情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに発注者に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

ア　受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める発注者の情報の外部への漏えい及び目的外利用

イ　受注者による発注者のその他の情報へのアクセス

ウ　被害の程度を把握するため、受注者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて成果物と共に発注者に引き渡すこと。

エ　情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受注者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受注者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。

①　情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、発注者の承認を得た上で実施すること。

②　発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、発注者へ提出して承認を得ること。

③　再発防止対策を立案し、発注者の承認を得た上で実施すること。

④　上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、発注者の指示に基つく措置を実施すること。

（5）セキュリティ対策の改善

受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について発注者が改善を求めた場合には、発注者と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

（６）私物の使用禁止

受注者は、本調達に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受注者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（ＵＳＢメモリ等）に発注者に関連する情報を保存すること及び本調達に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止し、それを管理し求めに応じて管理簿を提出すること。

（７）オペレーション環境への電子機器の無断持ち込み禁止

発注者のテスト及び本番の機器・オペレーション環境に受注者のモバイル機器・コンピュータを事前の書面による承認無く持ち込んではならない。

（８）納品物に対するセキュリティチェックの実施

納品時には必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左と共に納品すること。

５　契約不適合責任

検収後 1 年間において、納入成果物に契約の内容に適合しない内容があることが判明した場合には、受注者の責任及び負担において、発注者が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

６　法令等の遵守

（１）受注者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

（２）受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。